瑞穂町行政評価委員会第19回補助金等審査分科会 審査事項一覧

1 審査事項(2件)

番号	担当課	補助金等名称	
2審査-3	福祉部 健康課	瑞穂町赤ちゃん応援臨時給付金事業	
2審査-4	企画部企画課 住民部地域課	(仮称)瑞穂町コミュニティ助成事業補助金	3

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称		称	瑞穂町赤ちゃん応援臨時給付金事業	
担	当	部	署	福祉部健康課
担	当	者	名	工藤 洋介

補助対象

令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生し、かつ、町の住民基本台帳に記録されている乳児

(対象者の概数)

15人×約11か月=165人

*平成28年1月~令和2年3月の出生者数の月平均15人

規程等

瑞穂町赤ちゃん応援臨時給付金給付事業実施要綱(制定予定)

事業概要(できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること)

1 目的

特別定額給付金の基準日(令和2年4月27日)の翌日以後に出生した子を対象に、 町独自の給付を実施することで、国の制度のはざまにあり、今後、新型コロナウイルス と共存が求められる中で、出産を迎えた世帯の感染対策に対する特別の負担感を軽減す るとともに、新たに住民となった乳児の健やかな成長を応援します。

2 概要

補助対象となる乳児の法定代理人(主として父母)が当該乳児の出生後、令和3年4月30日までに申請した場合に、給付します。

3 周知

保健事業において、対象者に個別に通知し、申請を促します。

補助の必要性(できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること)

特別定額給付金は、基準日(令和2年4月27日)より後に死亡された住民は対象となりますが、出生した住民は対象となりません。

一方、4月28日以降も、新型コロナウイルス感染症による住民生活(生計)への影響が長期化し、また、その終息の目途も立っていない状況です。そのような現下の状況の中、出生した子の成長を応援する意味で、国の制度を補い、当該児を養育する世帯を支援することは、子育て支援に力を入れている町の方針とも整合性があります。

補助金額

給付額 対象乳児1人当たり5万円

補助割合

【財源】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時特例交付金又は 東京都新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金を活用可能です。

(参考)

【歳出】

(1) 通信運搬費

2. 8万円 (郵便料金84円×165人×2回)

(2) 負担金、補助及び交付金 825万円

対象人数見積り*	15人×約11か月=165人
経費見積り	5万円×165人=825万円

*平成28年1月~令和2年3月の出生者数の月平均15人

総額 827.8万円

実施期間

所要の準備を終了し、おおむね7月下旬から令和3年3月31日まで

その他

準備スケジュール

令和2年6月26日 行政評価委員会補助金等審査分科会の審査

制度設計・事務手続の精査、議会への報告等

予算措置及び要綱制定 7月上旬

7月中 保健事業において給付制度案内・申請受付開始

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称 │ (仮称) 瑞穂町コミュニティ助成事業補助金

担 当 部 署 企画部企画課、住民部地域課

補助対象

町内会、自治会、その他地域的な共同活動を行っている団体

規程等

【自治総合センター】コミュニティ助成事業実施要綱

【瑞穂町】(仮称) 瑞穂町コミュニティ助成事業補助金交付要綱

事業概要(できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること)

対象事業は、一般財団法人自治総合センター(以下「自治総合センター」という。) が定めるコミュニティ助成事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)の事業としま す。ただし、瑞穂町の他の制度による補助を受ける事業は、対象としません。

○一般コミュニティ助成事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治 意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等(建 築物、消耗品は除く。)の整備に関する事業

【その他の要件】

- (1) 宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの
- (2) 国の補助金及び地方債を充当していないもの
- (3) 各年度4月1日以降に実施し、翌年3月31日までに事業完了するもの
- (4) 原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備等の整備でないもの

補助の必要性(できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること)

第4次瑞穂町長期総合計画の基本理念である「自立と協働」に基づく、施策を定める「瑞穂町コミュニティ振興計画(改訂版)」の施策の目標に到達するために、住民、地域、各種団体がそれぞれの特性をいかした活動に取り組む環境を整備し、これを下支えする必要があることから、自治総合センターコミュニティ助成事業を活用した補助金を創設するものです。

補助金額

実施要綱に基づき、自治総合センターが決定した金額を補助金の額とします。

100万円以上250万円まで

※1件につき次の額で10万円単位(10万円未満を切り捨て)とします。

補助割合

財源は、全て自治総合センターの助成金を充てます。

実施期間

令和3年4月1日からの事業を対象とします。

申請手続は、自治総合センターの申請手続に合わせ、令和2年中から行います。

その他

事業スケジュール

事業実施前年度

9月(事業実施団体⇒町)事業事前調査書の提出

複数提出があった場合、選考会の実施及び申請事業決定

審査会の構成

- (1) 副町長
- (2) 企画部長
- (3) 住民部長
- (4) 福祉部長
- (5) 都市整備部長
- (6) 教育部長

審査会において、落選となった事業に、翌年度の優先権を与えません。

10月(町⇒都⇒自治総合センター)

助成申請書の提出

3月下旬(自治総合センター→都→町→事業実施団体))

採択通知書

事業実施年度

9月 (町⇒議会) 歳入歳出の補正予算提案

(団体⇒町) 議決後、交付申請書の受付、審査、交付決定

3月 (町⇒都⇒自治総合センター)

実績報告書提出

(自治総合センター⇒都⇒町⇒事業実施団体)

助成金の交付

1 参考例

①調布市 ②国立市 ③あきる野市

2 今後のスケジュール(予定)

令和2年6月 補助金等審査分科会で審査、要綱の制定

- 7月 町内会連合会役員会で、補助金申請手続について説明
- 8月 事前調査書提出手続開始(自治総合センターの実施要綱公表と同時)
- 9月 事前調査書提出締切・審査会



瑞穂町コミュニティ助成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人自治総合センター(以下「センター」という。)が年度ごとに定めるコミュニティ助成事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)に基づき、地域住民による共助の活動(以下「コミュニティ活動」という。)に必要な設備の整備に要する経費を予算の範囲内で補助することにより、コミュニティ活動の強化及び充実を図り、もって地域社会の健全な発展及び地域住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 瑞穂町コミュニティ助成事業補助金(以下「補助金」という。)の対象となる事業は、実施要綱に定める一般コミュニティ助成事業(以下「補助対象事業」という。)とする。

(補助対象団体)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる団体(以下「補助対象団体」という。)は、町の区域内(以下「町内」という。)で継続的に活動する団体のうち、次の各号のいずれかの要件を満たすもの(以下「補助対象団体」という。)とする。
 - (1)団体の構成人数が2人以上であること。
 - (2) 団体の全ての構成員が町内に住所を有する者であること (町 長が特に認める場合は、この限りでない。)。
 - (3) コミュニティ活動を行う団体であること (政治及び宗教活動 を目的とした団体を除く。)。
 - (4)前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める要件を満た す団体であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、実施要綱に定める補助対象事業に係る助成対象経費とする。

(補助金の額)



第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象事業について、実施要綱に基づくセンターの決定を受けた額とする。

(事前調査書の提出)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体の代表者は、 瑞穂町コミュニティ助成事業補助金事前調査書(様式第1号。以 下「事前調査書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長が 定める期日までに町長に提出するものとする。
 - (1) 実施要綱に基づく助成申請書の案及びその添付資料
 - (2)団体の規約又は会則等
 - (3)団体の会員名簿
 - (4) コミュニティ活動に係る活動実績書
 - (5) コミュニティ活動に係る事業計画書
 - (6) コミュニティ活動に係る収支計算書
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、町長は、同項第1号の書類が同項第 2号から第6号までの書類の内容を満たすと認めるときは、これ らの書類の添付を省略させることができる。

(事前審査)

- 第7条 町長は、前条の規定による提出を受けたときは、その内容を実施要綱に基づき審査する。ただし、町長が定める期日までに事前調査書を提出した補助対象団体が複数あるときは、町長は、瑞穂町コミュニティ助成事業審査会(以下「審査会」という。)を設置して審査を行わせ、町長がセンターに助成申請を行う順位を決定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条の規定により事前調査書を提出 した補助対象団体が既に過去5年以内に補助金の交付を受けたこ とのある団体である場合は、当該団体の審査を行わないものとす る。ただし、同条第1項に規定する町長が定める期日までに当該 団体以外に事前調査書を提出した補助対象団体がないときは、前 項本文の規定により審査するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定により審査した結果を瑞穂町コミュニティ助成事業審査結果通知書(様式第2号)により、事前調査書を 提出した補助対象団体の代表者に通知しなければならない。



(審査会)

- 第8条 審査会は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1)副町長
 - (2) 企画部長
 - (3)住民部長
 - (4)福祉部長
 - (5)都市整備部長
 - (6)教育部長
- 2 審査会に会長及び副会長1人を置き、会長に副町長を、副会長 に住民部長をもって充てる。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 6 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことが できない。
- 7 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、 会長の決するところによる。
- 8 町長は、第1項に掲げる構成員が審査に係る補助対象団体の構成員であることその他審査の公正を期すため支障があると認められる事情があるときは、審査に関与させることができない。
- 9 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に 出席させて意見を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求 めることができる。
- 10 審査会の庶務は、住民部地域課において処理する。 (センターに対する助成申請)
- 第9条 町長は、第7条第1項の規定により審査した結果、補助対象事業に該当すると認めるときは、センターに助成申請を行うものとする。

(内示)

第10条 町長は、前条の規定により助成申請を行った結果、センターから補助対象事業に該当し、又は該当しない旨の通知を受けたときは、瑞穂町コミュニティ助成事業補助金内示通知書(様式



第3号)により速やかに当該補助対象団体の代表者に通知しなければならない。

(交付申請)

- 第11条 前条の規定により補助対象事業に該当する旨の通知を受けた補助対象団体の代表者は、町長が定める期日までに瑞穂町コミュニティ助成事業補助金交付申請書(様式第4号)により、町長に申請するものとする。
- 2 町長は、必要があると認めるときは、補助対象団体に対し、前項の申請書に資料の添付を求めることができる。

(交付決定)

- 第12条 町長は、前条に規定する申請があったときは、補助金の 交付の可否を決定し、瑞穂町コミュニティ助成事業補助金(交付・ 不交付)決定通知書(様式第5号)により、当該申請をした補助 対象団体の代表者に通知するものとする。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定するときは、必要な条件を付すものとする。

(変更交付申請等)

- 第13条 前条の規定による交付の決定を受けた補助対象団体(以下「交付決定者」という。)の代表者は、第11条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、瑞穂町コミュニティ助成事業補助金変更交付申請書(様式第6号)に変更しようとする事項の内容が確認できる書類を添えて、町長に申請しなければならない。
- 2 前条の規定は、前項の規定による申請に係る決定及び通知並び に補助金の交付に係る条件について準用する。
- 3 交付決定者の代表者は、前条第1項の規定による交付の決定を 受けた補助対象事業を廃止しようとするときは、瑞穂町コミュニ ティ助成事業廃止届(様式第7号)により、町長に届け出なけれ ばならない。

(実績報告)

第14条 交付決定者の代表者は、補助対象事業が完了したとき、 補助金の交付を受けた年度が終了したとき、又は前条第3項の規 定による届出をしたときは、それらの事実があったときから1月



以内に瑞穂町コミュニティ助成事業補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 実施要綱に基づく実績報告書の案及びその添付資料
- (2)補助対象事業に係る実績を示す証拠書類、写真等
- (3) 領収書その他支払に関する資料
- (4) 補助対象事業により取得した備品の管理運営規程
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、町長は、同項第1号の書類が同項第 2号から第4号までの書類の内容を満たすと認めるときは、これ らの書類の添付を省略させることができる。

(補助金の額の確定等)

第15条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて調査等を行った上、当該報告の内容が、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは確定した補助金の額を瑞穂町コミュニティ助成事業補助金額確定通知書(様式第9号)により、認められないときはその旨を当該報告をした交付決定者の代表者に通知するものとする。

(請求等)

- 第16条 交付決定者の代表者は、前条の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに町長が別に定める請求書(様式第10号)により、町長に補助金の支払を請求しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、交付決定の内容に適合すると認めるときは、速やかに、当該交付決定者の代表者が指定する金融機関の口座に振込みの方法により補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第17条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると 認めるときは、第12条の規定による交付の決定又は第15条の 規定による補助金の額の確定に係る決定の全部又は一部を取り消 し、当該取消しに係る補助金を既に支出している場合は、当該取 消しに係る補助金の返還を命ずるものとする。
 - (1) 交付申請又は実績報告に誤りがあったとき。



- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (4)補助対象事業を廃止したとき。
- (5)補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令 又は補助金の交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- (6) 実績報告の内容が補助の目的に適合していないとき。
- (7)前各号に掲げるもののほか、町長が補助金の返還を必要と認めるとき。

(書類の整備保管)

- 第18条 交付決定者は、補助金並びに補助対象事業に係る予算及 び決算の内容を明らかにした関係書類を整備し、これを事業が完 了した日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。 (補則)
- 第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別 に定める。

附則

この告示は、令和2年 月 日から施行し、令和3年4月1 日以後の補助対象事業に係るものについて適用する。



様式第1号(第6条関係)

年 月 日

(EII)

瑞穂町長 あて

補助対象団体 団体の事務所の所在地 瑞穂町 団体名 代表者名

瑞穂町コミュニティ助成事業補助金事前調査書

下記の補助対象事業を実施するため、瑞穂町コミュニティ助成事業補助金の交付を受けたいので、当該事業の内容を明らかにする書類を添えて提出します。

なお、一般財団法人自治総合センターが当該事業を採択しない場合は、補助金が交付されないことを承諾します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 提出書類
- (1) 実施要綱に基づく助成申請書の案及びその添付資料
- (2) 団体の規約又は会則等
- (3)団体の会員名簿
- (4) コミュニティ活動に係る活動実績書
- (5) コミュニティ活動に係る事業計画書
- (6) コミュニティ活動に係る収支計算書
- (7)前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 3 補助対象団体事務担当者

氏名

連絡先 電話番号 メールアドレス



様式第2号(第7条関係)

文 書 番 号 年 月 日

様

瑞穂町コミュニティ助成事業審査結果通知書

年 月 日付けで提出された瑞穂町コミュニティ助成事業補助金事前調査書に係る補助対象事業の内容を審査した結果を下記のように通知します。

- 1 一般財団法人自治総合センターに一般コミュニティ助成事業として、助成申請を行います。
- 2 第 順位となりましたので、前順位の事業が不採択となった 場合に、助成申請を行う可能性があります。
- 3 一般コミュニティ助成事業に該当しないと認められます。
- 4 その他の決定理由



様式第3号(第10条関係)

文 書 番 号 年 月 日

様

瑞穂町コミュニティ助成事業補助金内示通知書

年 月 日付けで提出され、 年 月 日付けで審査結果 を通知した瑞穂町コミュニティ助成事業補助金事前調査書に係る補 助対象事業について、一般財団法人自治総合センターに助成申請を した結果、下記のとおり結果となりましたので、通知します。

記

- 1 採択されましたので、 年 月 日から年 月 日までに瑞穂 町コミュニティ助成事業補助金交付申請書(様式第4号)を提出 してください。
- 2 不採択となりました。

備考

一般財団法人自治総合センターの採択又は不採択の通知書の写し を添付すること。



様式第4号(第11条関係)

年 月 日

(EJI)

瑞穂町長 あて

補助対象団体 団体の事務所の所在地

団体名 代表者名

瑞穂町コミュニティ助成事業補助金交付申請書

下記の補助対象事業を実施するため、瑞穂町コミュニティ助成事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 提出書類

備考

一般財団法人自治総合センターの採択通知書の写しを添付すること。



様式第5号(第12条関係)

文 書 番 号 年 月 日

様

瑞穂町長即

瑞穂町コミュニティ助成事業補助金(交付・不交付) 決定通知書

年 月 日付けで申請のあった瑞穂町コミュニティ助成事業補助金については、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 交付

補助金額

円

2 不交付理由

補助対象事業が完了したとき、補助金の交付を受けた年度が終了 したとき又は瑞穂町コミュニティ助成事業廃止届を提出したときは、 それらの事実があったときから1月以内に瑞穂町コミュニティ助成 事業補助金実績報告書(様式第8号)を提出してください。

この通知書の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、 この通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができます。 申請の撤回があったときは、この申請に係る補助金等の交付の決定 はなかったものとみなされます。



様式第6号(第13条関係)

年 月 日

瑞穂町長 あて

補助対象団体 団体の事務所の所在地

団体名 代表者名 [®]

瑞穂町コミュニティ助成事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 文書番号 で決定のあった瑞穂町コミュニティ助成事業補助金に係る申請内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

- 1 変更内容
- 2 添付書類



様式第7号(第13条関係)

年 月 日

瑞穂町長 あて

補助対象団体 団体の事務所の所在地

団体名 代表者名

(EJ)

瑞穂町コミュニティ助成事業廃止届

年 月 日付け 文書番号 で決定のあった瑞穂町コミュニティ助成事業補助金に係る事業を廃止したいので、下記のとおり届け出ます。

- 1 廃止の理由
- 2 廃止の時期



様式第8号(第14条関係)

年 月 日

(EII)

瑞穂町長 あて

補助対象団体 団体の事務所の所在地 瑞穂町 団体名 代表者名

瑞穂町コミュニティ助成事業補助金実績報告書

年 月 日付け 文書番号 で決定のあった瑞穂町ミュニティ助成事業補助金に係る事業が完了したので、当該事業の成果を明らかにする書類を添えて実績を報告します。

- 1 事業の名称
- 2 事業の効果
- 3 事業に要した費用
- 4 補助金交付申請額
- 5 提出書類
- (1) 実施要綱に基づく実績報告書の案及びその添付資料
- (2)補助対象事業に係る実績を示す証拠書類、写真等
- (3) 領収書その他支払に関する資料
- (4)補助対象事業により取得した備品の管理運営規程
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類



様式第9号(第15条関係)

文 書 番 号 年 月 日

様

瑞穂町長即

瑞穂町コミュニティ助成事業補助金確定通知書

年 月 日付け 文書番号 で決定のあった瑞穂町コミュニティ助成事業補助金に係る事業を廃止したいので、下記のとおり届け出ます。

記

交付確定額

円



様式第10号(第16条関係)

文 書 番 号 年 月 日

瑞穂町長 あて

補助対象団体 団体の事務所の所在地 瑞穂町 団体名 代表者名 ®

瑞穂町コミュニティ助成事業補助金請求書

年 月 日付けで文書番号 で決定のあった瑞穂町コミュニティ助成事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

(参考) 令和2年度コミュニティ助成金決定額 【抜粋】

				助成決定額
都道府県	市(区)町村	事業実施主体	事業内容	(千円)
千葉県	銚子市	銚子市長塚町東町内会	太鼓の整備	2, 500
千葉県	船橋市	船橋ファミリ―タウン自治会	テーブル他コミュニティ活動備品の整備	2, 500
千葉県	館山市	芝崎町内会	コミュニティ活動備品の整備	1, 700
千葉県	木更津市	木更津市長須賀南区	獅子頭の修繕他コミュニティ活動備品の整備	2, 400
千葉県	松戸市	金々作門前町会	音響設備他コミュニティ活動備品の整備	2, 500
千葉県	野田市	谷吉自治会	コミュニティ活動備品の整備	2, 500
千葉県	茂原市	六田台自治会	テント他コミュニティ活動備品の整備	2, 000
千葉県	成田市	【吉岡第三】大栄ニュータウン自治会	コミュニティ活動備品の整備	2, 500
千葉県	佐倉市	佐倉市岩富町区	山車の修繕	2, 500
千葉県	東金市	求名駅前区会	ステージの整備	2, 500
千葉県	旭市	高生区	太鼓他コミュニティ活動備品の整備	2, 100
千葉県	習志野市	藤崎連合町会	ステージの整備	2, 500
千葉県	柏市	柏市旭町地域ふるさと協議会	太鼓他コミュニティ活動備品の整備	2, 500
千葉県	勝浦市	名木区	太鼓の整備	1, 700
千葉県	市原市	君塚地区連合町会	テント他コミュニティ活動備品の整備	1,600
千葉県	流山市	東急ドエル・ステージ21センターコート自治会	コミュニティ活動備品の整備	2, 500
千葉県	我孫子市	布佐二丁目自治会	テント他コミュニティ活動備品の整備	2, 500
千葉県	鴨川市	水神下町内	太鼓他コミュニティ活動備品の整備	2, 500
千葉県	鎌ケ谷市	三井鎌ヶ谷自治会	音響設備他コミュニティ活動備品の整備	2, 500
千葉県	君津市	大戸見区自治会	コミュニティ活動備品の整備	2, 500
千葉県	四街道市	もねの里三丁目自治会	テーブル他コミュニティ活動備品の整備	2, 500
千葉県	八街市	八街市三区	テーブル他コミュニティ活動備品の整備	2, 500
千葉県	印西市	中央駅南地区連絡会	音響設備他コミュニティ活動備品の整備	2, 500
千葉県	白井市	下長殿自治会	発電機他コミュニティ活動備品の整備	1, 300
千葉県	富里市	中沢区会	テント他コミュニティ活動備品の整備	2, 500
千葉県	南房総市	竹内区	神輿の修繕	2, 500
千葉県	匝瑳市	篭部田区	防犯灯の整備	1, 100
千葉県	栄町	地縁法人南部区	エアコン他コミュニティ活動備品の整備	2, 400
千葉県	九十九里町	栗生納屋自治区	山車他コミュニティ活動備品の整備	2, 500
千葉県	睦沢町	岩井区	コミュニティ活動備品の整備	2, 300
千葉県	御宿町	御宿町六軒町区会	山車の修繕他コミュニティ活動備品の整備	2, 500
千葉県	鋸南町	中部落	コミュニティ活動備品の整備	2, 500
東京都	中央区	佃二丁目町会	山車の修繕他コミュニティ活動備品の整備	1,600
東京都	文京区	水道端町会	太鼓他コミュニティ活動備品の整備	2, 500
東京都	台東区	千束2丁目西町会	神輿の修繕	2, 500
東京都	墨田区	墨田区	テーブル他コミュニティ活動備品の整備	2, 300
東京都	江東区	常盤2丁目町会	神輿の修繕	2, 500
東京都	目黒区	五本木東町会	神輿の修繕	2,000
東京都	世田谷区	世田谷区町会総連合会	コミュニティ活動備品の整備	1, 300
東京都	渋谷区	代々木五丁目町会	神輿の修繕	2, 500
東京都	中野区	鷺宮三丁目町会	神輿及び太鼓の修繕	2, 500
東京都	豊島区	池袋通西睦町会	神輿の修繕	2, 500
東京都	北区	志茂一丁目自治会	コミュニティ活動備品の整備	2, 500
東京都	荒川区	南千住・東日暮里一丁目南町会	神輿、山車及び太鼓の修繕	2, 500
東京都	板橋区	宮元親興会	神輿及び山車の修繕	2, 500
東京都	練馬区	南田中団地第四自治会	コミュニティ活動備品の整備	2, 400
東京都	足立区	中央本町五丁目町会	テント他コミュニティ活動備品の整備	2,500

都道府県	市 (区) 町村	事業実施主体	事業内容	助成決定額 (千円)
東京都	葛飾区	新小岩北地域まちづくり協議会	テント他コミュニティ活動備品の整備	2, 400
東京都	江戸川区	平井中央自治会	神輿の修繕	1, 500
東京都	八王子市	八王子市	コミュニティ活動備品の整備	2, 500
東京都	立川市	高松会自治会	神輿の修繕	2, 500
東京都	青梅市	青梅市	コミュニティ活動備品の整備	2, 500
東京都	府中市	若松町三·四丁目人見自治会	コミュニティ活動備品の整備	1,600
東京都	調布市	下石原第三自治会	神輿の修繕	2, 400
東京都	町田市	町田市	コミュニティ活動備品の整備	2,000
東京都	小金井市	小金井市本町町内会連絡協議会	コミュニティ活動備品の整備	2, 400
東京都	小平市	花小金井南町二丁目自治会	コミュニティ活動備品の整備	1, 100
東京都	国分寺市	東元町一丁目自治会	遊具の整備	2, 400
東京都	国立市	国立富士見台団地自治会	音響設備他コミュニティ活動備品の整備	2, 500
東京都	福生市	福生市	コミュニティ活動備品の整備	2, 500
東京都	東大和市	東大和市	テント他コミュニティ活動備品の整備	1, 700
東京都	武蔵村山市	武蔵村山市	コミュニティ活動備品の整備	1, 700
東京都	多摩市	多摩市	コミュニティ活動備品の整備	2, 100
東京都	あきる野市	あきる野市	コミュニティ活動備品の整備	2, 500
東京都	西東京市	新柳沢団地自治会	コミュニティ活動備品の整備	1, 500
東京都	瑞穂町	瑞穂町	コミュニティ活動備品の整備	2, 500
東京都	目の出町	日の出町	掲示板の整備	1, 700
東京都	新島村	新島本村地区自治会	コミュニティ活動備品の整備	2, 500
東京都	神津島村	神津島村区長会	遊具の整備	1,600
神奈川県	横須賀市	浦賀地区連合町内会	音響設備の整備	1,000
神奈川県	平塚市	横内連合自治会	テント他コミュニティ活動備品の整備	2, 200
神奈川県	鎌倉市	鎌倉市深沢地区連合町内会	印刷機他コミュニティ活動備品の整備	2, 500
神奈川県	藤沢市	サンクタス湘南藤沢アネーロの丘自治会	テーブル他コミュニティ活動備品の整備	2, 100
神奈川県	小田原市	小田原市自治会総連合	印刷機他コミュニティ活動備品の整備	2, 300
神奈川県	茅ヶ崎市	下寺尾自治会	太鼓他コミュニティ活動備品の整備	2, 500
神奈川県	逗子市	逗子市	パソコン他コミュニティ活動備品の整備	2, 300
神奈川県	三浦市	三浦市区長会	掲示板の整備	1, 200
神奈川県	秦野市	鶴巻地区住んでよかったまちづくり協議会	テント他コミュニテイ活動備品の整備	2, 300
神奈川県	厚木市	厚木南地区自治会連絡協議会	ステージ他コミュニティ活動備品の整備	2, 500
神奈川県	大和市	大和市自治会連絡協議会	複合機他コミュニティ活動備品の整備	2, 500
神奈川県	伊勢原市	三ノ宮自治会	山車人形他コミュニティ活動備品の整備	1,600
神奈川県	伊勢原市	片町第一自治会	テント他コミュニティ活動備品の整備	1,000
神奈川県	海老名市	中新田連合自治会	テントの整備	1,800
神奈川県	座間市	立野台コミュニティセンター管理運営委員会	複合機他コミュニティ活動備品の整備	2, 500
神奈川県	南足柄市	いずみ自治会	テント他コミュニティ活動備品の整備	2, 200
神奈川県	南足柄市	広町自治会	発電機他コミュニティ活動備品の整備	2, 400
神奈川県	綾瀬市	吉岡自治会	テーブル他コミュニティ活動備品の整備	2, 500
神奈川県	葉山町	下山口町内会	エアコンの整備	2, 400
神奈川県	葉山町	葉桜自治会	テレビ他コミュニティ活動備品の整備	1, 400
神奈川県	大磯町	大磯御船祭保存会	山車の裾幕他コミュニティ活動備品の整備	1, 700
神奈川県	大井町	根岸下自治会	祭衣装他コミュニティ活動備品の整備	2, 500
神奈川県	大井町	大井町新宿自治会	印刷機他コミュニティ活動備品の整備	2, 500
神奈川県	開成町	開成町	コピー機他コミュニティ活動備品の整備	2, 500
神奈川県	箱根町	箱根町温泉地域自治会連合会	テント他コミュニティ活動備品の整備	2, 500

令和2年度コミュニティ助成事業

実施要綱

(一財) 自治総合センター

一目 次一

第1	趣旨	1
第2	助成事業	1
第3	助成対象団体	3
第4	助成事業の実施主体	3
第5	助成金	4
第6	助成対象経費	5
第7	宝くじの社会貢献広報	5
第8	助成の申請手続	6
第9	助成の決定	6
第10	事業内容の変更	6
第11	助成金の交付	6
第12	その他,	7

令和2年度コミュニティ助成事業実施要綱

第1 趣旨

一般財団法人 自治総合センター(以下「自治総合センター」という。)は、宝くじの 社会貢献広報事業として、この要綱の定めるところにより、コミュニティ活動に必要な 備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地 域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ 活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与す るものとする。

第2 助成事業

- 1. コミュニティ助成事業は、次の各事業とする。
- (1) 一般コミュニティ助成事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治 意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等(建 築物、消耗品は除く)の整備に関する事業。

(2) コミュニティセンター助成事業

住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業。

(3) 地域防災組織育成助成事業

ア. 自主防災組織育成助成事業

一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く)の整備に関する事業。

イ. 消防団育成助成事業

地域防災のリーダーである消防団の装備の拡充を図るとともに、消防団の活動に対し地域住民から積極的な協力を得るために必要となる設備等(建築物、消耗品は除く)の整備に関する事業。

ウ. 女性防火クラブ育成助成事業

女性防火クラブなど主に家庭における初期消火活動、救出救護活動及び防火思想の高揚等に必要となる資器材等の整備に関する事業。

エ. 幼年消防クラブ育成助成事業

幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要となる資器材等の整備に 関する事業。

才. 女性消防隊育成助成事業

女性消防隊が初期消火活動を行うために必要となる D-1 級軽可搬消防ポンプ等 及び予防活動、応急救護普及活動に必要な資機材の整備に関する事業。

カ. 少年消防クラブ育成助成事業

将来の地域防災を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資機材の整備に関する事業。

(4) 青少年健全育成助成事業

青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業。

(5) 地域づくり助成事業

ア. 共生の地域づくり助成事業

地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい者など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な設備等(建築物、消耗品は除く)の整備に関する事業又はソフト事業。

イ. 活力ある地域づくり助成事業

地域の活性化に資するため、地域資源の活用や広域的な連携を目的として実施する特色あるソフト事業、及び地域の特色を活かした商店街の魅力や集客力の向上に資する設備等の整備に関する事業。

(6) 地域の芸術環境づくり助成事業

企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、自ら企画・制作する音楽、演劇、ダンス、古典芸能、美術分野などの文化・芸術事業のうち、「地域交流プログラム」を伴うソフト事業。

(7) 地域国際化推進助成事業

多文化共生、国際理解推進など地域レベルでの国際化の推進に資する先導的かつ 他の団体の模範となるソフト事業。

- 2. 前項の各事業は、次の要件を満たすものとする。
- (1) 宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの。
- (2) 国の補助金及び地方債を充当していないもの。(第2の1(6)は除く)
- (3) 令和2年4月1日以降に実施し、翌年3月31日までに完了するもの。
- (4) 原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備等の整備でないもの。

第3 助成対象団体

助成の対象となる団体は、市(区)町村(政令指定都市は除く。以下同じ。)、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会とする。

第4 助成事業の実施主体

- 1. 事業実施主体は、次のとおりとする。
- (1) 一般コミュニティ助成事業 市(区) 町村又は市(区) 町村が認めるコミュニティ組織
- (2) コミュニティセンター助成事業 市(区) 町村又は市(区) 町村が認めるコミュニティ組織
- (3) 地域防災組織育成助成事業

第2の1(3)の事業区分に従い、次のとおり。

- ア. 市(区) 町村又は市(区) 町村が認める自主防災組織
- イ. 消防団を有する市(区)町村、広域連合及び一部事務組合
- ウ. 市(区) 町村、広域連合及び一部事務組合
- エ. 市(区) 町村、広域連合及び一部事務組合
- オ. 女性消防隊を有する市(区)町村、広域連合及び一部事務組合
- カ. 少年消防クラブを有する市(区)町村、広域連合及び一部事務組合

(4) 青少年健全育成助成事業

市(区)町村又は市(区)町村が認めるコミュニティ組織

(5) 地域づくり助成事業

第2の1(5)の事業区分に従い、次のとおり。

ア. 市(区) 町村

- イ. ソフト事業の場合は、市(区)町村、広域連合、一部事務組合、地方自治法の 規定に基づき設置された協議会、実行委員会等。その他の事業は市(区)町村。
- (6) 地域の芸術環境づくり助成事業

市(区)町村、広域連合、一部事務組合、指定管理者、特定公益法人及び実行委 員会

(7) 地域国際化推進助成事業

市(区) 町村が認めるコミュニティ国際交流組織

2. 事業実施主体 1 団体あたり、申請は 1 件に限るものとする。ただし、事業実施主体が市(区)町村となる場合は、各事業(第2の1(3)、(5)は各事業区分)につき 1 件に限るものとする。

第5 助成金

助成金は、1件につき次の額で10万円単位(10万円未満を切り捨て)とする。

- 1. 一般コミュニティ助成事業 100万円から250万円まで
- 2. コミュニティセンター助成事業 対象となる事業費の5分の3以内に相当する額。ただし、1,500万円まで。
- 3. 地域防災組織育成助成事業

第2の1(3)の事業区分に従い、次のとおり。

- ア. 30 万円から 200 万円まで
- イ. 50 万円から 100 万円まで
- ウ. 100 万円まで。ただし、防火防災訓練用資器材の整備については、60 万円まで。
- エ. 40 万円まで
- オ. 100 万円まで
- カ. 100 万円まで

- 4. 青少年健全育成助成事業 30万円から100万円まで
- 5. 地域づくり助成事業

第2の1(5)の事業区分に従い、次のとおり。

- ア. 1,000 万円まで。ただし、ソフト事業の場合は500 万円まで。
- イ. ソフト事業の場合は200万円まで。その他の事業は1,000万円まで。
- 6. 地域の芸術環境づくり助成事業 500万円まで
- 7. 地域国際化推進助成事業 200万円まで

第6 助成対象経費

- 1. 助成対象経費は、事業の実施に要する経費の総額以内の額とする。ただし、事業実施主体が負担金等を徴する場合には、総額から負担金等の収入を控除した額以内とする。
- 2. 次のものは助成対象外の経費とする。
- (1) 土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、 外構工事に要する費用。
- (2) ソフト事業における、事業実施主体の経常的経費、他用途に転用可能な備品や消耗品の購入経費、工事を伴う施設整備等の経費、食糧費。

第7 宝くじの社会貢献広報

- 1. 宝くじの受託事業収入を財源として助成されることから、事業で整備する施設又は 設備等、若しくは実施するイベント等ソフト事業のポスターやチラシ及び看板等に、 宝くじの広報表示を行うものとする。なお、表示にかかる経費は助成対象とする。
- 2. 広報誌等を通じ、「宝くじの助成金で整備した」若しくは「宝くじの助成金で実施する」旨の広報を行うものとする。

第8 助成の申請手続

助成対象団体の長は助成申請書(別記様式第1号)を、都道府県知事を経由して、自 治総合センター理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。また、都道府 県知事は、助成申請書と併せて副申書(別記様式第2号)を、理事長に提出するものと する。

第9 助成の決定

- 1. 理事長は、助成申請書を受理した後、内容を確認し、助成の対象及び助成額を決定するものとする。
- 2. 理事長は、第2の助成事業のうち特に必要と認める場合には、当該事業に知見を有する者の協力を得て、助成申請書の内容を審査し、助成額を決定することができる。
- 3. 1 により助成を決定した場合は、理事長はその旨を都道府県知事に通知し、都道府県知事はこれを助成対象団体の長に通知するものとする。
- 4. 1により決定した助成金は、必ず助成対象団体の予算に計上して処理するものとする。

第10 事業内容の変更

- 1. 助成対象団体の長は、助成の決定を受けた事業について、その内容に変更が生じる場合は、速やかにその理由を付し、都道府県知事を経由して、理事長に変更申請書(別記様式第4号)を提出し、事業実施前にその承認を受けるものとする。
- 2. 1により変更を承認した場合は、理事長はその旨を都道府県知事に通知し、都道府県知事はこれを助成対象団体の長に通知するものとする。

第11 助成金の交付

1. 助成対象団体の長は助成金の交付を受けようとする場合は、事業完了後の所定の期間内に実績報告書(別記様式第3号)を作成し、必要書類を完備のうえ、都道府県知事を経由して理事長に提出するものとする。

2. 理事長は、実績報告書を受理した後、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を都道府県知事に通知するとともに、助成金を助成対象団体の長に交付するものとする。

第12 その他

この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定めるものとする。